



デジタル 笑顔あふれる 南国市

Digital
Transformation

南国市 DX推進計画 (素案)

令和5年(2023年)度～令和7年(2025年)度

南国市 令和5年2月

目次

1 章 計画策定の背景と目的	1
計画策定の趣旨	1
計画の位置付け	1
計画の実施期間	3
2 章 国・県の情報化政策の動向	4
国における情報化政策の動向	4
高知県における情報化政策の動向	10
3 章 南国市におけるデジタル政策の変遷	11
南国市におけるデジタル政策の変遷	11
4 章 南国市のデジタル政策推進の方向性	12
デジタル政策推進に向けた課題	12
デジタル政策推進の方向性	14
デジタル政策推進に向けた施策の方向性	15
5 章 南国市のデジタル政策推進に向けた施策	16
住民の利便性向上	16
地域のデジタル化	17
新たな価値の創造	18
デジタルを活用できる環境整備	19
人材育成	20
6 章 南国市におけるデジタル政策の推進体制	21
デジタル政策の推進体制	21
デジタル政策の効果的な推進に向けて	22
資料編	23

1. 計画策定の背景と目的

1 計画策定の趣旨

近年のデジタル技術の進展やデジタル製品・サービスの普及拡大により、会議や交流がオンラインで行われるなど、私たちの価値観やライフスタイルは大きく変化しています。人口減少や少子高齢化の進行により労働人口の減少に直面している中で、新型コロナウイルスの感染拡大等により、日本のデジタル化の遅れが顕在化したことで、デジタル技術を活用し、社会・産業・生活のあり方を根本から変革する「デジタル・トランスフォーメーション（DX）」の取組は更なる加速が求められています。

このような状況において、令和3年（2021 年）9月、これまでのIT基本法に代わりデジタル化を推進するための基本理念及び基本方針が示された「デジタル社会形成基本法」が施行されました。

デジタル社会形成基本法に基づき、総務省が策定した「自治体DX推進計画」において、目指すべきデジタル社会のビジョンである「デジタルの活用により、一人ひとりのニーズに合ったサービスを選ぶことができ、多様な幸せが実現できる社会～誰一人取り残さない、人に優しいデジタル化～」の実現に向けて自治体が重点的に取り組むべき事項・内容が示されました。

また、同時期にデジタル庁が発足、国としてデジタル社会の形成に向けて積極的に取り組む姿勢が明らかにされました。

本市においても、こうした動きを踏まえ、多様化する市民ニーズに対応するために、デジタル技術を活用したサービスや行政事務の改革が急務となっています。そこで、本市のデジタル政策推進の方向性を示すとともに、本市のデジタル政策推進に向けた施策について『南国市DX推進計画（以下「本計画」という。）』を策定します。

2 計画の位置付け

本計画は、本市のまちづくりの指針となる「第4次南国市総合計画」に則して策定しています。

また、本市の少子高齢化と人口減少に歯止めをかけ、将来にわたって地域の活力を維持し持続可能な地域社会を実現するため、地方創生の取組を展開する基本的な方向と取組項目を示した「第2期南国市まち・ひと・しごと創生総合戦略」をはじめ、本市が策定した各種個別計画を、デジタル技術を活用することで加速的に推進するための計画として策定します。

本計画は、国が策定した「デジタル社会の実現に向けた重点計画」や「デジタル田園都市国家構想」、高知県が策定した「高知県デジタル化推進計画」等とも整合性を図っています。



図 1-1:『南国市DX推進計画』の位置付け

また、「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現のために定められた国連の17の持続可能な開発目標(Sustainable Development Goals : SDGs)のうち、以下の目標に資するものです。



3 計画の実施期間

本計画の実施期間は、総務省の策定した自治体 DX 推進計画に合わせ、令和 8 年（2026 年）3 月までとし、国の政策、情報通信技術の動向、社会情勢などの変化に応じて見直しを行います。

2. 国・県の情報化政策の動向

1 国における情報化政策の動向

(1) 我が国における情報化政策の変遷

平成12年(2000年)、我が国で初めて情報通信技術の活用に係る基本理念及び基本方針を示した「高度情報通信ネットワーク社会形成基本法(IT基本法)」が成立し、施行されました。

当初は基盤整備を政策の柱とし、その後利活用の推進に舵を切り、着実に高度情報通信ネットワーク社会の形成が図られてきました。IT基本法の施行後20年余りが経過し、インターネットやスマートフォン等の情報通信技術が市民生活に欠かせないものとして定着し、情報通信技術により取得される様々なデータが社会経済活動の源泉として位置付けられるようになるなど、社会を取り巻く動向も大きく変化しています。

(図2-1 参照)



図2-1 我が国におけるIT戦略の歩み(2021年以降加筆あり)

出典:デジタル庁 第1回デジタル社会推進会議参考資料

(https://cio.go.jp/sites/default/files/uploads/documents/digital/20210906_meeting_promoting_07.pdf)

一方で、令和元年(2019年)12月以降に全世界で感染が拡大した新型コロナウイルスは、我が国の社会経済にも大きな影響を及ぼしました。これまでのような活動はことごとく制限され、様々な場面で3密(密閉・密集・密接)を避けた行動様式が求められるようになるなど、社会や価値観に変容がみられるようになりました。(図2-2 参照)

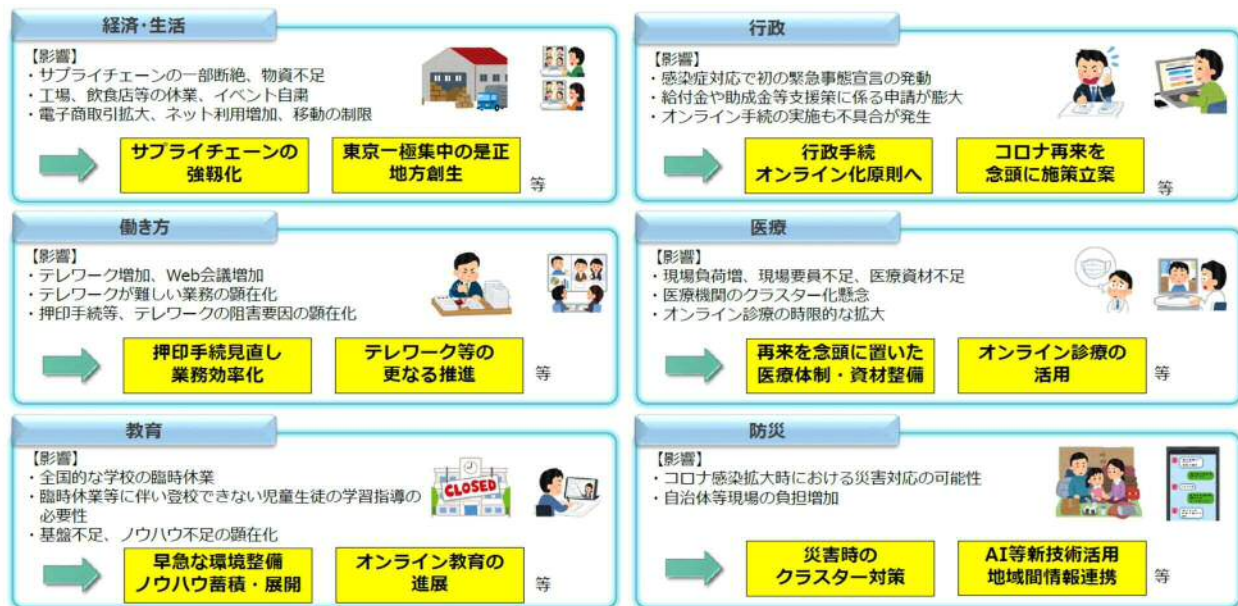


図 2-2 新型コロナウイルス感染症がもたらした社会・価値観の変容

出典：高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部(IT総合戦略本部)資料

(<https://www.kantei.go.jp/jp/singi/it2/dai78/siryou1-1.pdf>)

国は、このような状況において、これまでの情報化政策を抜本的に見直し、コロナ禍におけるデジタル社会の形成を推進するため、IT基本法に代わる新たな基本法を制定するとともに、各省庁にまたがっていた情報化推進部門を統合したデジタル庁を新たに設置するなど、これまで以上に強力にデジタル化を推進する姿勢を示しています。

(2) デジタル社会形成基本法

令和 3 年(2021 年)5 月、IT 基本法に代わりデジタル化を推進するための基本理念及び基本方針が示された「デジタル社会形成基本法」が成立し、同年 9 月 1 日に施行されました。

この法律は、デジタル社会の形成による経済の持続的かつ健全な発展と国民の幸福な生活の実現等を目的として、デジタル社会の形成に関する基本理念及び施策の策定に係る基本方針、国、地方公共団体及び事業者の責務、デジタル庁の設置並びに重点計画の策定について規定したものです。国は、この法律によりデジタル社会の形成の基本的枠組みを明らかにし、これに基づき施策を推進することとしています。(図 2-3 参照)

趣旨

デジタル社会の形成が、我が国の国際競争力の強化及び国民の利便性の向上に資するとともに、急速な少子高齢化の進展への対応その他の我が国が直面する課題を解決する上で極めて重要であることに鑑み、デジタル社会の形成に関する施策を迅速かつ重点的に推進し、もって我が国経済の持続的かつ健全な発展と国民の幸福な生活の実現に寄与するため、デジタル社会の形成に関し、基本理念及び施策の策定に係る基本方針、国、地方公共団体及び事業者の責務、デジタル庁の設置並びに重点計画の作成について定める。

概要

1. デジタル社会

「デジタル社会」を、インターネットその他の高度情報通信ネットワークを通じて自由かつ安全に多様な情報又は知識を世界的規模で入手し、共有し、又は発信するとともに、先端的な技術をはじめとする情報通信技術を用いて電磁的記録として記録された多様かつ大量の情報を適正かつ効果的に活用することにより、あらゆる分野における創造的かつ活力ある発展が可能となる社会と定義する。

2. 基本理念

デジタル社会の形成に関し、ゆとりと豊かさを実感できる国民生活の実現、国民が安全で安心して暮らせる社会の実現、利用の機会等の格差の是正、個人及び法人の権利利益の保護等の基本理念を規定する。

3. 国、地方公共団体及び事業者の責務

デジタル社会の形成に関し、国、地方公共団体及び事業者の責務等を規定する。

4. 施策の策定に係る基本方針

デジタル社会の形成に関する施策の策定に当たっては、多様な主体による情報の円滑な流通の確保（データの標準化等）、アクセシビリティの確保、人材の育成、生産性や国民生活の利便性の向上、国民による国及び地方公共団体が保有する情報の活用、公的基礎情報データベース（ベース・レジストリ）の整備、サイバーセキュリティの確保、個人情報の保護等のために必要な措置が講じられるべき旨を規定する。

5. デジタル庁の設置等

別に法律で定めるところにより内閣にデジタル庁を設置し、政府がデジタル社会の形成に関する重点計画を作成する。

6. 高度情報通信ネットワーク社会形成基本法の廃止等

高度情報通信ネットワーク社会形成基本法（IT 基本法）を廃止するほか、関係法律の規定の整備を行う。

7. 施行期日

令和 3 年 9 月 1 日

図 2-3 デジタル社会形成基本法の概要

出典: デジタル庁

(https://www.digital.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/d12bde7e-a950-493b-987c-0f8d4bbd1b6b/20210901_laws_r3_35_outline.pdf)

(3) デジタル社会の実現に向けた重点計画

「デジタル社会形成基本法」の成立を受け、国のデジタル社会形成に向けた重点計画として「デジタル社会の実現に向けた重点計画」が令和 4 年(2022 年)6 月に閣議決定されました。

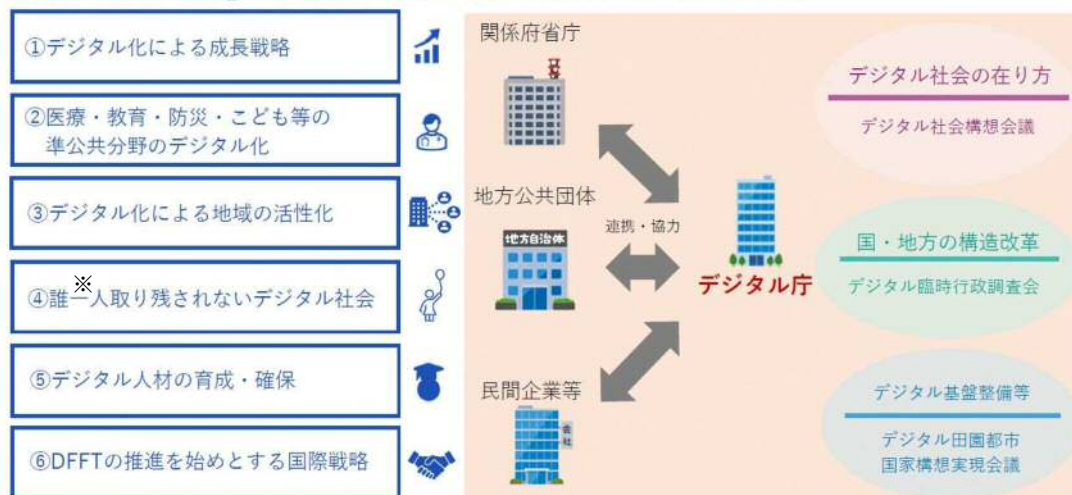
この計画は、デジタル社会の目指すビジョンである「デジタルの活用により、一人ひとりのニーズに合ったサービスを選ぶことができ、多様な幸せが実現できる社会」の実現を目指すとともに、「誰一人取り残さない、人に優しいデジタル化」を進めるための指針を示したものです。(図 2-4 参照)

徹底した国民目線で行政サービスを刷新すること等により、誰もがデジタルの恩恵を受けることのできる社会や、地方においてもデジタルによる恩恵が受けられる社会に向け、さらには、自然災害や感染症等に際しての強靱性の確保や、少子高齢化等の社会的な課題への対応のためにも、国、地方公共団体、民間事業者その他の関係者が一丸となって取り組むことをうたっています。

デジタル社会の目指すビジョン

- ・「デジタルの活用により、一人ひとりのニーズに合ったサービスを選ぶことができ、多様な幸せが実現できる社会」
(「デジタル社会の実現に向けた改革の基本方針」(R2.12.25))
→「誰一人取り残されない、人に優しいデジタル化」を進めることに繋がる。

「目指す社会の姿」を実現するために 以下①～⑥が求められる。



- ・ 上記①～⑥の実現に向けた進捗をはじめ、デジタル化の進捗を大局的に把握するための指標として、国民や民間企業の満足度や利用率などを設定。定期的に把握し、国民に提示することで、デジタル化を着実に推進。

3

図 2-4 デジタルにより目指す社会の姿(デジタル社会の実現に向けた重点計画より)

出典: デジタル庁 デジタル社会の実現に向けた重点計画
(<https://www.digital.go.jp/policies/priority-policy-program/>)

(4) デジタル田園都市国家構想

人口減少、少子高齢化、過疎化・東京圏への一極集中、地域産業の空洞化といった地方の社会課題に対し、デジタル技術の活用により、地域の個性を活かしながら解決を図り、地方創生を加速するため、「デジタル田園都市国家構想」を提唱し、地方の取組を支援することとしています。

令和4年(2022年)6月には、この構想が目指すべき中長期的な方向性を示すため、「デジタル田園都市国家構想基本方針」が閣議決定されました。また、令和4年(2022年)12月には、デジタル田園都市国家構想を実現するために、各府省庁の施策を充実・強化し、施策ごとに2023年度から2027年度までの5か年のKPI(重要業績評価指標)とロードマップ(工程表)を位置づけた「デジタル田園都市国家構想総合戦略」が閣議決定されました。(図2-5参照)

この方針に基づき、地方は、自らが目指す社会の姿を描き、自主的・主体的に構想の実現に向けた取組を推進し、「全国どこでも誰もが便利で快適に暮らせる社会」を目指すことが求められています。



図2-5 デジタル田園都市国家構想総合戦略 概要

出典:内閣官房 デジタル田園都市国家構想実現会議
(https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/digital_denen/pdf/20221223_gaiyou.pdf)

(5)自治体 DX 推進計画

「デジタル社会の実現に向けた重点計画」が掲げる目指すべきデジタル社会のビジョンの実現に向けた自治体関連の各施策について、自治体が重点的に取り組むべき事項・内容を具体化した「自治体DX推進計画」が令和2年(2020年)12月に策定され、令和4年(2022年)9月に改定されました。(図2-6参照)

また「自治体DX推進計画」を踏まえ、自治体が着実にDXに取り組めるよう、「自治体DX推進手順書」が作成され、公表されました。

これらの計画に基づき、デジタル社会の構築に向けた取組を全自治体において着実に進めていくことが求められています。

自治体DX推進計画の趣旨	
○『デジタル・ガバメント実行計画』(R2.12)に掲げられた各施策のうち、自治体が重点的に取り組むべき事項や国による支援策等を取りまとめ、令和2年12月に計画を策定。 ○その後、『骨太の方針2022』において「自治体DX計画改定により、国の取組と歩調を合わせた地方自治体におけるデジタル化の取組を推進する」とされたことを受け、令和4年9月、『デジタル社会の実現に向けた重点計画』『デジタル田園都市国家構想基本方針』(令和4年6月閣議決定)において国が掲げる理念や支援策等を盛り込む改定を実施。	
自治体DX推進計画 (2022.9.2改定) ※計画期間:2021.1~2026.3	自治体DX推進手順書 (2022.9.2一部改定)
■自治体におけるDXの推進体制の構築 ① 組織体制の整備 (全庁的・横断的な推進体制) ② デジタル人材の確保・育成 ③ 計画的な取組 (スケジュール策定等) ④ 都道府県による市区町村支援 ■重点取組事項(※)自治体の業務システムの改革 ① 自治体情報システムの標準化・共通化 ・2025年度までに基幹系20業務システムを標準準拠システムへ移行 ② マイナンバーカードの普及促進 ・2022年度末までに殆どの住民が保有することを目指し申請・交付促進等 ③ 行政手続のオンライン化 ・住民に身近な31手続をマイナポータルでオンライン手続可能に ④ AI・RPAの利用推進、⑤ テレワークの推進 ・②、③による業務見直しなどに併せ導入・活用を推進 ⑥ セキュリティ対策の徹底 ■自治体DXの取組とあわせて取り組むべき事項 ① デジタル田園都市国家構想の実現に向けたデジタル実装の取組の推進・地域社会のデジタル化 ② デジタルバйд対策 ③ デジタル原則に基づく条例等の規制の点検・見直し	■自治体DX全体手順書 (2022.9.2改定) ・DXを推進に必要と想定される一連の手順を0~3ステップで整理 ステップ0: 認識共有・機運醸成 ステップ1: 全体方針の決定 ステップ2: 推進体制の整備 ステップ3: DXの取組の実行 ■自治体情報システムの標準化・共通化に係る手順書 ・自治体情報システムの標準化・共通化の意義・効果や、自治体における作業手順等を示すもの ■自治体の行政手続のオンライン化に係る手順書 (2022.9.2改定) ・自治体の行政手続のオンライン化の取組の方針や、自治体における作業手順等を示すもの ■参考事例集 ・DXの認識共有・機運醸成、推進体制の整備、個別のDXの取組等について、先行する自治体の事例を集めたもの 地域社会のデジタル化に係る参考事例集 (2022.9.2改定) ○これから事業に取り組む団体の参考となるよう、各団体の事業概要を写真やイラストとともにまとめたもの。令和4年9月、取組に至った経緯・課題意識、活用した国等の支援制度等を盛り込むバージョンアップを実施。

図2-6 自治体DX推進計画 概要

出典:総務省 自治体デジタル・トランスフォーメーション(DX)推進計画等の概要
(https://www.soumu.go.jp/main_content/000835261.pdf)

2 高知県における情報化政策の動向

(1)高知県デジタル化推進計画

高知県では、令和元年(2019年)度よりデジタル化の取組をスタートしており、「高知県デジタル化推進計画」に基づき、デジタル技術の活用による県民生活の向上や地場産業の高度化、業務の効率化等の実現に向け取組を進めています。

この計画では、3つのビジョンの実現に向けて、ストラテジー(戦略)と5つのアプローチ(取組項目)により推進することとしています(図 2-7 参照)。計画は毎年度見直しされており、現在は令和4年(2022年)度版が策定されています。



2

図 2-7 高知県デジタル化推進計画 計画の体系

出典:高知県 総務部 デジタル政策課

(<https://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/112801/2022032900194.html>)

3. 南国市におけるデジタル政策の変遷

1 南国市におけるデジタル政策の変遷

本市においてはこれまで次の通り業務のデジタル化などを実施してきました。

1980 年代に高知県内の自治体と動きを合わせ、それまで手作業で行っていた住民基本台帳、税業務についてシステムを導入し、電算化を行いました。その後インターネットの普及と同時に、市民のインターネット利用促進を図るため、2000 年に地域インターネット導入促進事業を活用して無線によるインターネット通信環境を構築、公式ホームページを開設しました。併せて住民基本台帳、税システム以外の業務の電算化を推進するため、2004 年に第 1 次南国市情報化計画を策定しました。また 2011 年、総務省地域情報通信基盤整備交付金事業を活用し、南国市情報通信基盤整備を実施、市内全域に光ケーブルを敷設、市民や企業活動に高速ブロードバンド環境を利用できる環境を整えました。その後高速ブロードバンド環境を利活用する地域情報化計画として、平成 26 年に第 2 次情報化計画を策定し、ICT 利用の推進を図りました。

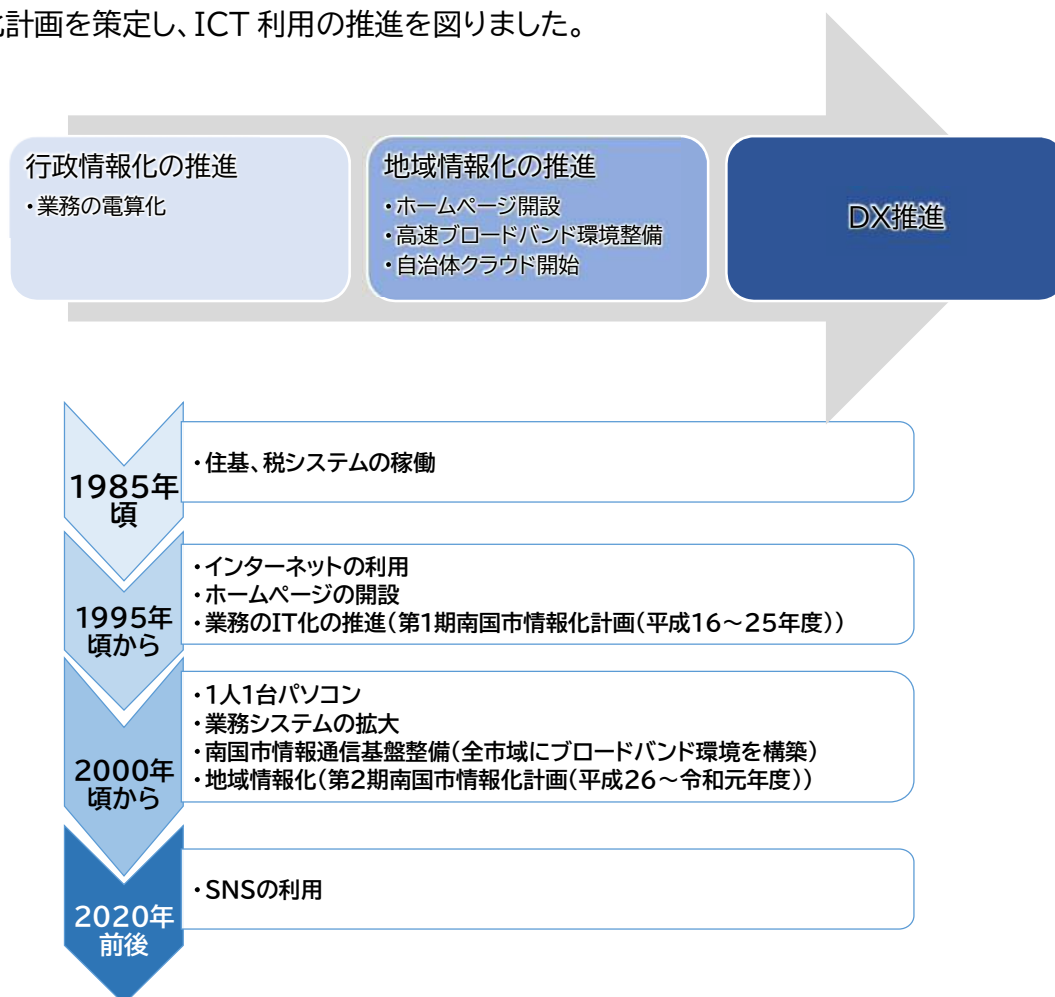


図 3-1 南国市におけるデジタル政策の変遷

4. 南国市のデジタル政策推進の方向性

1 デジタル政策推進に向けた課題

(1)人材育成

人口減少が本格的に進む中で、自治体が今後も住民サービスを維持し、提供し続けるためには、業務の BPR^{※1}によりスマート自治体へと変革していく必要があります。

そのためには職員が自らこれまでのやり方にとらわれず、部署を越えて BPR を推進する必要があります。そのためには、DX に必要な知識と技術を自ら学び、住民サービスの向上と行政事務の見直しを図ることのできる人材を育成する必要があります。

※1 BPR：ビジネスのあり方を根本から再構築し最適化を図る取組。Business Process Re-engineering の略称。今までの業務内容やフローだけでなく、人員体制や人事制度、社内規程といったルールを含めた組織構造にまで踏み込んで、業務を再構築するもの。

(2)住民の利便性向上

本市におけるマイナンバーカード交付率は、令和 4 年 12 月末時点で 48.2%であり、全国での交付率 57.1%を9ポイント近く下回っています。マイナンバーカードはデジタル社会の基盤であり、DX を推進する上で不可欠ですので、ほぼすべての住民にマイナンバーカードが行き渡るよう普及啓発を図るとともに、マイナンバーカードの利活用の拡大に取り組む必要があります。

本市では証明書等のコンビニ交付や各種税などのバーコード決済に対応しています。今後はオンライン申請と併せて電子収納の一層の推進により市民の利便性向上を図る必要があります。

申請・手続等のオンライン化を推進するためには、デジタルデバイドの解消に努める必要があります。

(3)新たな価値の創造

市が保有するデータを幅広く活用してもらうため、官民データ活用推進基本法に基づき、オープンデータ^{※2}の公開に取り組んでいます。現状、地域・年齢別人口及び指定緊急避難場所、消防水利施設、子育て施設の一覧が公開されており、今後さらなるデータの公開に努める必要があります。

業務の効率化を図るため、国が進める自治体基幹システムの標準化とあわせて、BPR に取り組むとともに、行政手続のオンライン化とあわせてペーパーレス化などにも取り組むことにより、SDGsを推進する必要があります。

※2 オープンデータ：営利・非営利を問わず機械判読に適したデータ形式で、二次利用可能なルールで公開された人口統計や施設情報などのデータ。「国民参加・官民協働の推進」、「経済の活性化・行政の効率化」、「透明性・信頼性の向上」を目的としている。

(4)すべての住民がデジタルを活用できる環境整備

市内の情報格差をなくし、今後、教育・福祉・防災などの分野で情報通信技術を利用した市民サービスを実現できるよう、地域情報通信基盤整備事業により市内のほぼ全域に超高速ブロードバンドを構築しています。

普及が進んでいる5G 移動通信システム^{※3}については、市街地を中心に利用可能エリアが徐々に拡大しています。あわせて整備している光ケーブルを活用し、産業のDXに資する5Gの活用を推進していきます。

また、高齢者などデジタルデバイド^{※4}層に対し、スマートフォンの利用に関する講習会の開催等に取り組む必要があります。

※3 5G 移動通信システム：「高速大容量」「高信頼・低遅延通信」「多数同時接続」という3つの特徴がある第5世代の移動通信システム。携帯電話などに用いられている。

※4 デジタルデバイド：インターネットやコンピューターを利用できる人とできない人との間で生じる格差のこと。

(5)地域のデジタル化

県内一広い平野を有し、早場米や園芸野菜の産地として知られている本市は、農業収益増加を図るため、現在国営圃場整備を行っています。担い手等への農地の集積や高収益作物への転換に加え、デジタル技術を活用することで作業の効率化と高収益化を図る取組を推進する必要があります。

高知龍馬空港や高知自動車道南国ICを有するなど交通の要衝であること、市内に高等教育機関が多く立地していることを生かし、大学や高等専門学校等との連携やサテライトオフィスの誘致など、ビジネス関連の交流人口の拡大に取り組むこと、またそれにより、本市の知名度を上げて、観光客の増加を目指すとともに、まち歩きへの誘導など、「ひと」の流れの創出につながるような取組が求められています。

南海トラフ地震や大型台風や集中豪雨などに対する備えが重要な課題となっていることから、デジタル技術を活用した防災・減災に取り組むことにより、安心して暮らすことができる魅力的な地域をつくることが求められています。

2 デジタル政策推進の方向性

(1) デジタル政策推進の基本理念

前節で述べた課題を踏まえ、本市においてデジタル政策を推進する際の基本理念を次の通り定めます。

<基本理念>

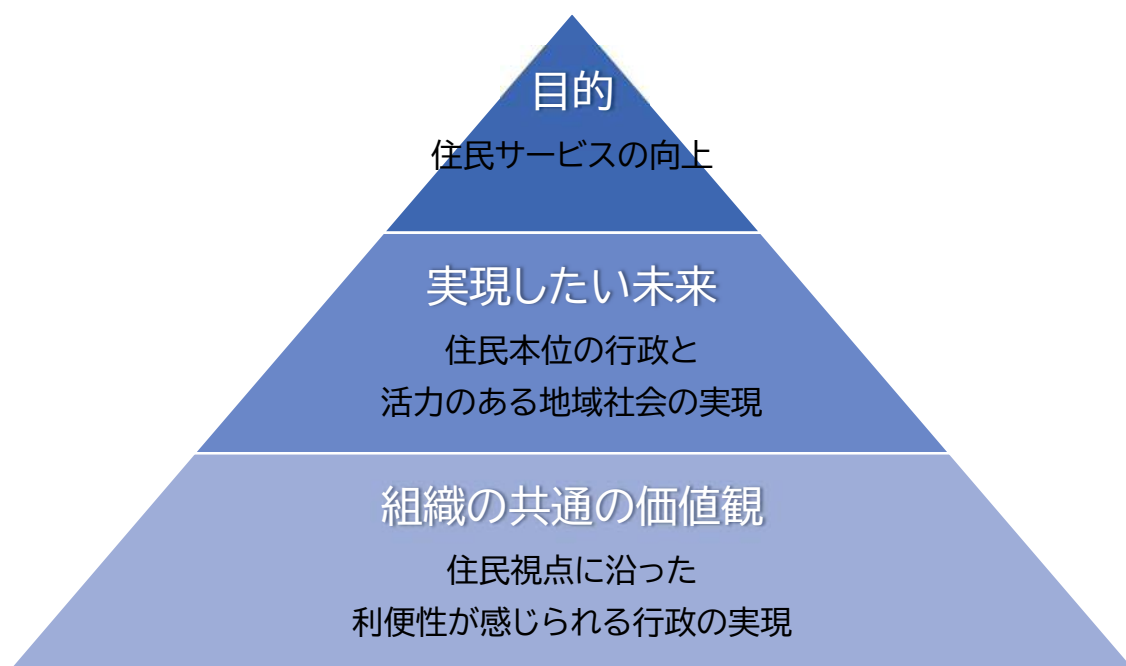
デジタルで 笑顔あふれる 南国市

豊かな自然を暮らしの中に活かすとともに、充実した都市機能を備えた環境の中で、だれもが、心豊かに過ごすことのできるまちづくりを実行するため、本市では、『「ひと」が輝く「地域」が輝く「まち」が輝く 南国市』を基本理念、『緑とまち 笑顔あふれる 南国市』を将来像として掲げた第4次南国市総合計画を策定してまちづくりを進めています。

本計画は、第4次南国市総合計画の個別計画として様々なデジタル技術を活用して魅力あふれるまちづくりに取り組むため、『デジタルで 笑顔あふれる 南国市』を基本理念として掲げます。

(2) デジタル政策推進の取組指針

本計画の基本理念の実現を図るため、住民視点で利便性の高い行政と活力ある地域社会の実現に努めます。



3 デジタル政策推進に向けた施策の方向性



(1) 住民の利便性向上

窓口での様々な申請や手続に係る負担を軽減するため、住民視点で窓口業務の改革を行い、住民の利便性向上に寄与します。

(2) 地域のデジタル化

市民の暮らしや事業者の活動が活性化するように、課題解決にデジタル技術を積極的に活用します。

(3) 新たな価値の創造

住民の利便性向上や地域の活性化に貢献するため、本市が保有するデータの利活用や庁内のDXを推進します。

(4) デジタルを活用できる環境整備

誰一人取り残されないデジタル化を実現するため、情報通信機器の利活用の支援を行います。

(5) 人材育成

デジタルによる地域活性化や業務改革に継続的に取り組むため、デジタル政策を推進できる人材を育成します。

5. 南国市のデジタル政策推進に向けた施策

1 住民の利便性向上

(1)マイナンバーカードの普及・利活用

本人確認のための身分証明書として利用できるほか、健康保険証、運転免許証等各種カードの一元化、自治体サービス、e-Tax 等の電子申請等、様々なサービスにも利用可能なマイナンバーカードについて、できるだけ早い時期にほぼすべての市民に行き渡るよう普及促進に取り組みます。

また、市民によるマイナンバーカードの利活用を促進するため、他の自治体における利活用事例について調査研究を行い、利活用場面の拡大に取り組みます。本市において適用可能な場面について積極的に導入していきます。

国や県、民間においてもマイナンバーカードの利活用の拡大が今後も見込まれることから、市民への周知と利活用の促進に取り組みます。

(2)行政手続のオンライン化

行政手続は原則オンラインで行うことができるよう、マイナポータル※⁵や南国市電子申請システム、多くの市民がふだんから利用しているSNS※⁶を活用し「手のひら市役所」の実現に取り組みます。

手数料納付や納税等について、クレジット決済等の電子納付を促進するなど、オンライン申請・手続の利便性向上に努めます。

あわせてオンライン申請・手続の利用促進に向けて、「スマホ教室」などデジタルデバイドの解消と市民への普及啓発に努めます。

※5 マイナポータル：マイナンバーカード保有者が利用できるページ。児童手当の現況届など、お住まいの地域のサービスや手続をお手元のパソコンやスマートフォンで簡単に検索でき、手続によってはそのまま申請できる。また、行政機関等が保有する利用者自身の情報の確認や、行政機関等からのお知らせ通知の受信などのサービスが利用できる。

※6 SNS：ソーシャルネットワーキングサービス。Social Networking Service の略称。個人間のコミュニケーションを促進し、社会的なネットワークの構築を支援する、インターネットを利用したサービスのこと。

(3)情報システムの最適化

デジタルファースト※⁷、ワンスオンリー※⁸、コネクテッド・ワンストップ※⁹を実現するため、部署横断的に業務手順の分析と見直しを行い、住民視点で業務改革に努めます。また、AI※¹⁰やRPA※¹¹の導入などを積極的に導入し、業務の効率化を図ります。

国が推進する自治体基幹システムの標準化、AIやRPAの導入など、情報システムの最適化に努めます。

※7 デジタルファースト： 手続や申込などにおいても「最初から最後までデジタルで処理」する仕組み・考え方

※8 ワンスオンリー： 一度提出した情報は、二度提出することを不要とすること。

※9 コネクテッド・ワンストップ： 「手続は1回だけ」という考え方。民間サービスとの連携も含め、どこでも・一か所のできるサービス。

※10 AI： 人工知能。Artificial Intelligence の略称。人間の思考プロセスと同じような形で動作するプログラム、あるいは人間が知的と感じる情報処理・技術。

※11 RPA： ロボットによる業務自動化。Robotic Process Automation の略称。作業手順を指示すると、「ロボット」と呼ばれる作業員がRPAツールで動き回り、自動的に作業を進めるソフトウェア。

2 地域のデジタル化

(1) デジタル技術を活用した産業 DX

本市の主要産業である農業について、新規就農者サポートハウスの整備とあわせて次世代型農業の導入や県のスマート農業^{※12}基盤の活用の普及促進に努め、農業技術のデータを見える化し、農業技術の継承、農産物の多収量化、高品質化を目指し、農家所得の向上と新規就農者の定着を促進します。

市内に立地する製造業等の企業や事業所に対し、デジタル技術の積極的な活用を促進するとともに、新たに市内に進出する企業や事業所等がデジタル技術を活用できるような環境整備、アナログ規制の見直し、デジタル活用を促進するための支援策について検討を行います。

テレワーク^{※13}の普及など、新型コロナウイルス感染症の影響により急速に進んだ企業の就労環境の変化を踏まえ、シェアオフィスやコワーキングスペース等の整備を検討するとともに、民間企業の進出・立地を促進します。

※12 スマート農業： ロボット技術や情報通信技術(ICT)を活用して、省力化や高品質生産を実現する新たな農業。

※13 テレワーク： 情報通信技術(ICT)を活用した、場所や時間にとらわれない柔軟な働き方のこと。働く場所によって、自宅利用型テレワーク(在宅勤務)、移動中や移動の合間に行うモバイルワーク、サテライトオフィスやコワーキングスペースといった施設利用型テレワークのほか、リゾートで行うワーケーションも含めてテレワークと総称している。

(2) デジタル技術を活用した地域の活性化

南海トラフ地震や集中豪雨などの自然災害に備えるため、デジタルを活用した防災対策を推進するとともに、災害発生時にデジタルを活用して情報収集・発信を円滑に行うための対策を推進します。また、住民による情報収集・発信の効率化を図ります。

市民の健康増進、介護予防のため、健康・医療・介護のデータ連携やデータヘルス改革への対応など、医療・福祉分野でのデジタル化を推進します。また、子ども・子育て支援についてのデジタル化を推進します。

その他、市民生活や地域の課題を解決するために必要なデジタル技術について、産学官民で検討を行います。

(3)教育の DX

GIGAスクール構想に基づき市内小中学校へのWi-fi※14 環境の整備や児童生徒1人1台端末の環境は整いました。今後はタブレット端末を学校教育で積極的に活用するとともに、民間の人材も活用しプログラミング等情報教育の充実を図ります。

また、オンライン授業や家庭学習のための環境整備など、児童生徒の学びを保証する環境を提供できるように努めます。

※14 Wi-fi（ワイファイ）：無線LANに関する規格の一つ。電波を用いた無線通信により近くにある機器間を相互に接続し、構内ネットワーク(LAN)を構築する技術。

3 新たな価値の創造

(1)オープンデータの推進と官民データ活用の推進

市が保有する公開可能なデータを幅広く活用してもらうため、引き続きオープンデータの公開に取り組めます。現在公開しているデータに加え、新たにオープンデータとして公開するデータの選定と公開を行います。

改正個人情報保護法の施行に伴い、匿名加工情報や仮名加工情報の取扱いが始まります。これらの取扱いについて、個人情報保護法の規定を遵守しつつ活用を推進します。

様々なデータの活用について、民間企業や高等教育機関等と連携して調査研究を進め、官民データ活用を推進することで、市民の生活や地域の暮らしに資する新たな価値の創造に貢献します。また、業務においてもEBPM※15を推進します。

※15 EBPM：エビデンス(合理的根拠)に基づく政策立案。Evidence Based Policy Making の略称。

(2)SDGs

AIやRPA等の導入とあわせて業務のデジタル化を推進し、業務や会議における庁内のペーパーレス化に取り組むなど、SDGs の目標達成に努めます。

4 デジタルを活用できる環境整備

(1)住民のデジタル力の向上

誰一人取り残されないデジタル化を実現するため、デジタル化したサービスをより多くの市民が利用できるように、市民向けの情報通信機器の利活用支援に取り組みます。

国のデジタルデバйд対策事業を利用し、デジタル機器やサービスに不慣れな方にきめ細かなサポートなどを行います。また、民間企業や団体、高等教育機関等と連携して、幅広い年齢層を対象とした市民向けの各種講座の開催に努めます。

(2)デジタルデバйд解消のための環境整備

地域情報通信基盤整備事業により、市内に構築した光ケーブル網を利用し、地域課題解決のため5G 移動通信システムの活用を検討します。

また、公共施設に必要な情報通信環境を設置するなど市民の利活用環境の構築を進め、デジタルデバйдの解消に取り組みます。

(3)セキュリティの確保

本市が取り扱う情報には、個人情報などが漏えいした場合に、重大な影響を及ぼす情報が含まれているものがあります。これらの情報をさまざまな脅威から守り、安全に行政サービスを利用していただくため、情報セキュリティ対策に取り組みます。

本市が管理する情報資産に関する情報セキュリティ対策について、総合的、体系的に取りまとめた情報セキュリティポリシー※16 について、必要に応じて見直すとともに、職員を対象とした情報セキュリティ研修を定期的実施します。また、万一情報漏えい等のインシデントが発生した際に迅速に対応できるよう、CSIRT※17 対応、情報セキュリティ初動対応訓練等を行います。

個人情報保護法をはじめとした法令等を遵守するとともに、組織的、物理的、技術的な情報セキュリティ対策を講じます。

※16 情報セキュリティポリシー：組織が管理する情報資産に関する情報セキュリティ対策について、総合的、体系的に取りまとめた方針。

※17 CSIRT(シーサート)：Computer Security Incident Response Team の略称。セキュリティ上の問題として捉えられる事象であるインシデントが発生した際に対応するチーム。脆弱性情報などの収集と分析、インシデント発生時の対応、社内外の組織との情報共有や連携、広報業務なども担う。

5 人材育成

(1)DX を先導できる職員の育成

職員が自らデジタル活用による住民サービスの向上と行政事務の見直しを図ることができるよう、階層ごとに必要な研修を定期的を実施します。

各部署において業務改革を先導する職員を「DX 推進員」として任命し、専門的かつ高度な研修を実施するとともに実践的なワークショップを開催し、必要なスキル・ノウハウの獲得と向上に努めます。

(2)デジタル技術を活用した業務改革

庁内業務の BPR を推進し、デジタル化に向けた方策を進めるため、庁内業務の棚卸を行い、デジタル技術を活用した業務改革の実現に向けた検討を進めます。

職員が自ら業務改革に取り組むことができるよう、必要なスキル・ノウハウの獲得と向上に努めます。また、DX 推進員を中心に行政手続のオンライン化や AI・RPA の利活用、ペーパーレスなど、必要な業務改革を進めます。

6. 南国市におけるデジタル政策の推進体制

1 デジタル政策の推進体制

本市におけるデジタル政策の推進体制は以下の通りです。

デジタル政策推進の意思決定機関として南国市 DX 推進本部(本部長:南国市長)を設置しています。DX 推進本部は各所属長により構成され、デジタル政策推進の意思決定と進捗管理を行います。(図 6-1 参照)

DX 推進本部にて適正に意思決定および進捗管理を行うため、DX 推進本部の下に DX 調整部会を配置し、意思決定に向けた検討と各部署との調整を行います。DX 調整部会は総務課、財政課、企画課、情報政策課の担当で構成されています。

DX 推進本部で決定された事項は、本部員から各部署へ展開されます。各部署は、決定事項に従いデジタル化に向けた各種施策を実施していきます。施策実施にあたっては、各部署の DX 推進員が中心となって実施、DX 調整部会はその進捗管理を行います。

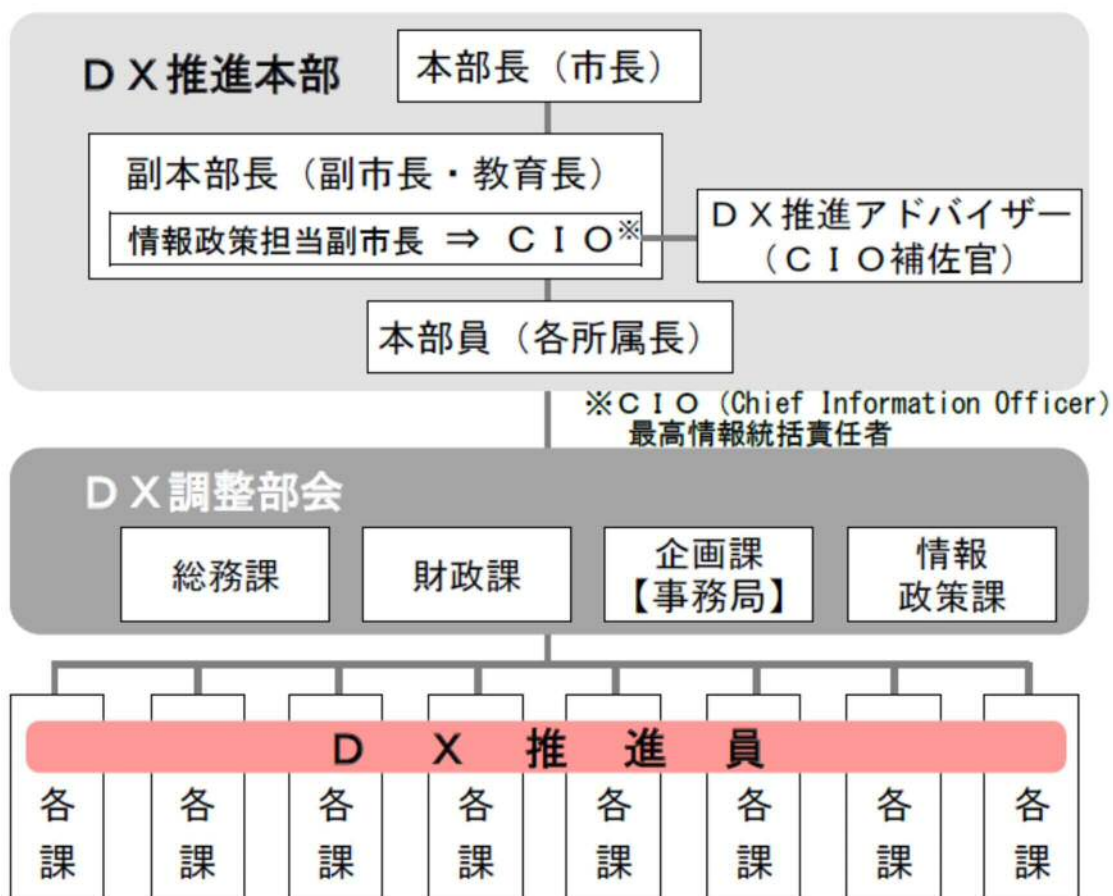


図 6-1 南国市におけるデジタル政策の推進体制

2 デジタル政策の効果的な推進に向けて

デジタル分野における様々な変化は、これまで以上に速いスピードで起こっています。このスピードに対応するためには、政策判断や意思決定も同様のスピードで行うことが必要です。

このような激しい変化に対応するためのマネジメントの考え方として、OODA ループ（ウーダーループ）が提唱されています。OODA ループでは、社会環境の変化を「観察（Observe）」し、その変化について「状況判断（Orient）」を行い、変化への対応を「意思決定（Decide）」します。意思決定した後は、その内容に沿って「行動（Act）」します。

これまでは PDCA サイクルでマネジメントを行ってきましたが、短期的対応と中長期的対応とで異なるマネジメントサイクルとし、デジタル分野の変化に対応していきます。短期的対応に適した OODA ループに基づき計画を推進するとともに、計画期間全体でのマネジメントが必要なサイクルでは中長期的対応に適した PDCA サイクルに基づき評価と見直しを行うこととします。（図 6-2 参照）

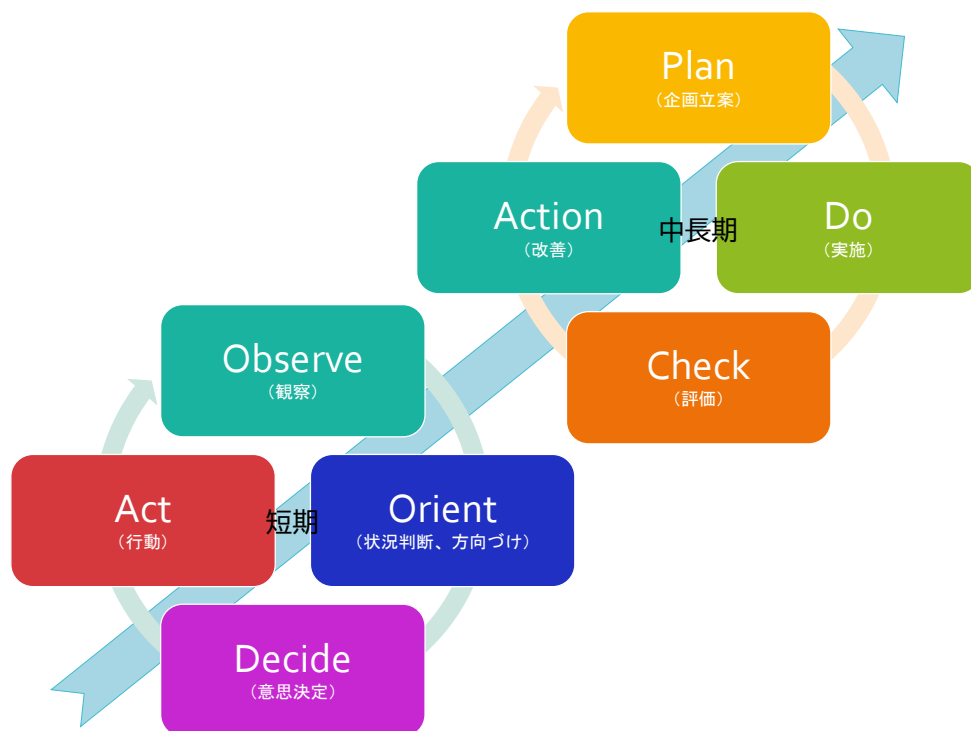


図 6-2 南国市 DX 推進計画におけるマネジメントサイクル

資料編

南国市のDX推進に関するアンケート結果

本計画策定に当たり、これまで行政計画などにご協力いただいた市内の団体の皆様を中心にご意見を伺いました。南国市のデジタル化に向けて、市民がどのような考えをお持ちか確認するため、市民及び審議会等委員(以下、「委員」という。)を対象にアンケート調査を実施しました。

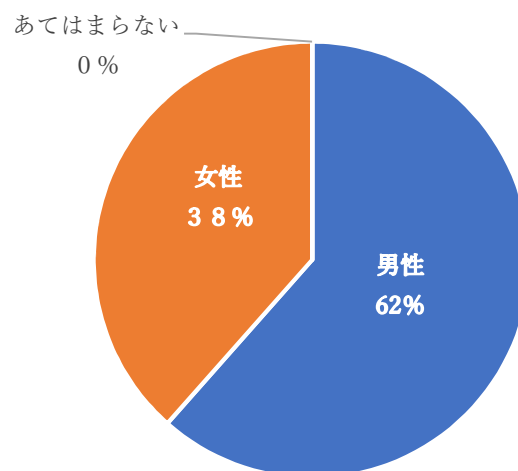
アンケート結果は、以下の通りです。

アンケート概要

- 実施期間:令和4年12月23日～令和5年1月6日
- 回答数:33件(市民:13件、委員:20件)
- 実施方法 市民:オンラインによる回答
委員:オンライン又は郵送による回答(オンライン 30%、郵送 70%)

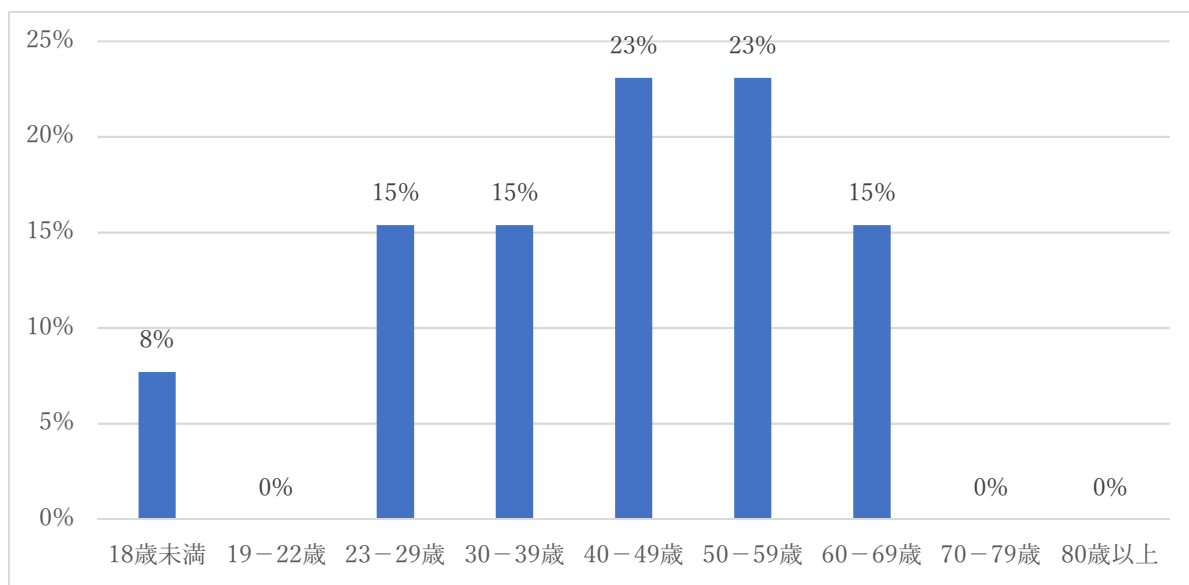
■あなたの性別は、次のどれですか。(市民－問1)

アンケートの回答者は、男性が62%、女性が38%となっています。



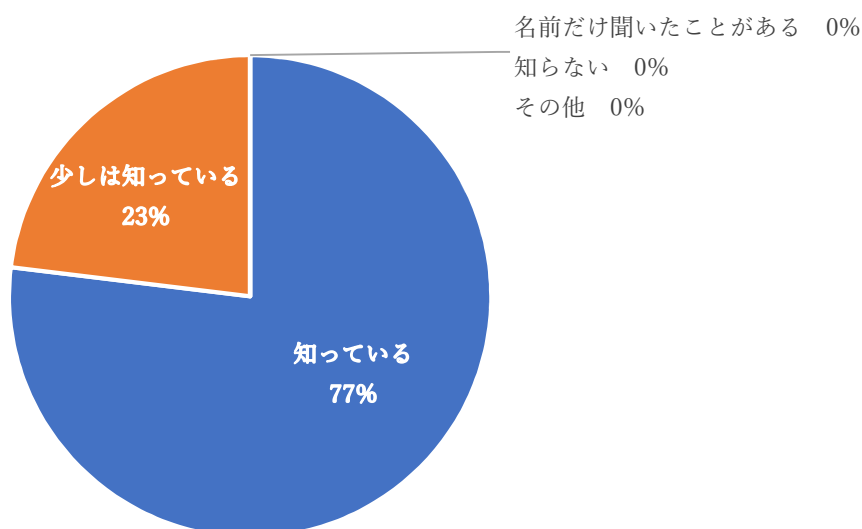
■あなたは現在何歳ですか。(市民－問2)

アンケートの回答者は、40 歳代、50 歳代の割合が高くなっています。



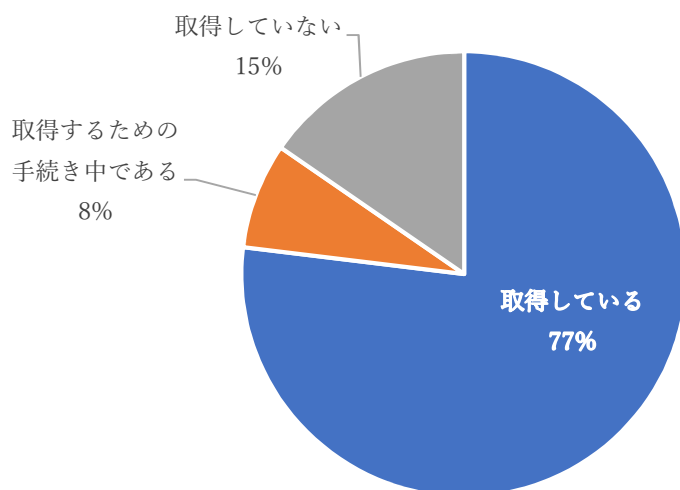
■マイナンバーカードについて知っていますか。(市民－問3)

「マイナンバーカードについて知っている」と回答した割合が77%であり、次いで「少しは知っている」が23%と回答しています。マイナンバーカードを知っている人の割合が高くなっています。



■マイナンバーカードを取得していますか。(市民－問4)

アンケートの結果では、マイナンバーカードを取得していると回答した人は 77%となり、令和 4 年12月1日時点の本市のマイナンバーカード交付率 44.2%を上回っています。

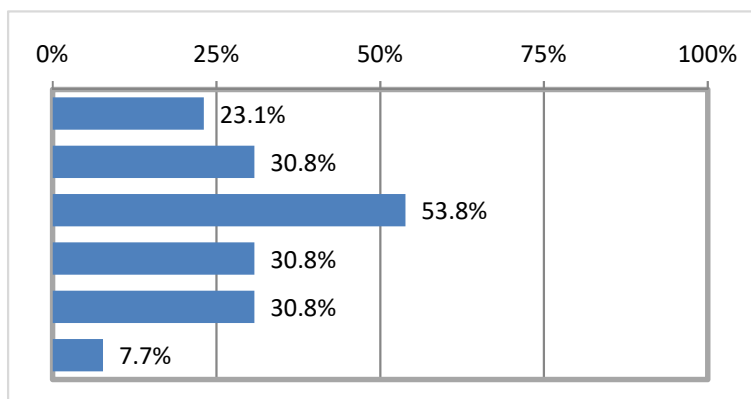


■マイナンバーカードについて不安に思うこと、取得していない場合はその理由をお聞かせください。(市民－問5)

マイナンバーカードに対する不安として最も多いのが「個人情報の漏えいが心配である」53.8%であり、次いで「カードの紛失が心配である」「所有するメリットが分からない」「不安に思うことはない」各 30.8%と続いています。

マイナンバーカードのセキュリティ面に対して不安を抱いている市民が多数存在することから、セキュリティ対策の強化が重要であると考えます。

活用したいが、方法が分からない
 所有するメリットが分からない
 個人情報の漏えいが心配である
 カードの紛失が心配である
 不安に思うことはない
 その他

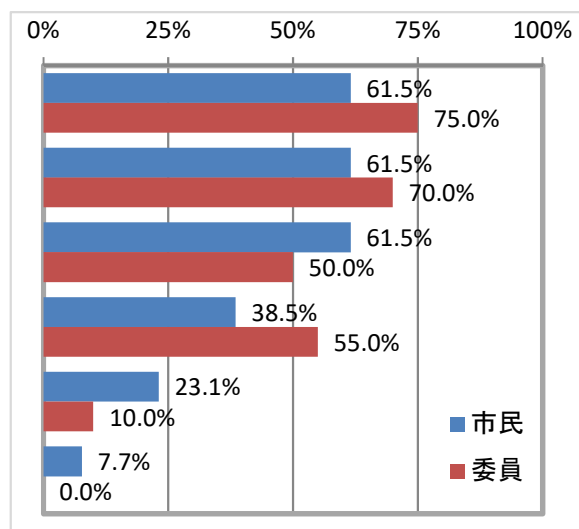


■マイナンバーカードについて期待することはどんなことですか。(市民－問6、委員－問1)

マイナンバーカードに対する期待として最も多いのが「保険証や運転免許証として利用できるようになる」(市民 61.5%、委員 75.0%)であり、次いで「様々な手続を市役所に行かなくてもオンラインで申請できるようになる」(市民 61.5%、委員 70.0%)と続いています。

その他の選択肢についても半数近い人から支持されており、マイナンバーカードの用途拡大に対する期待の大きさが伺えます。

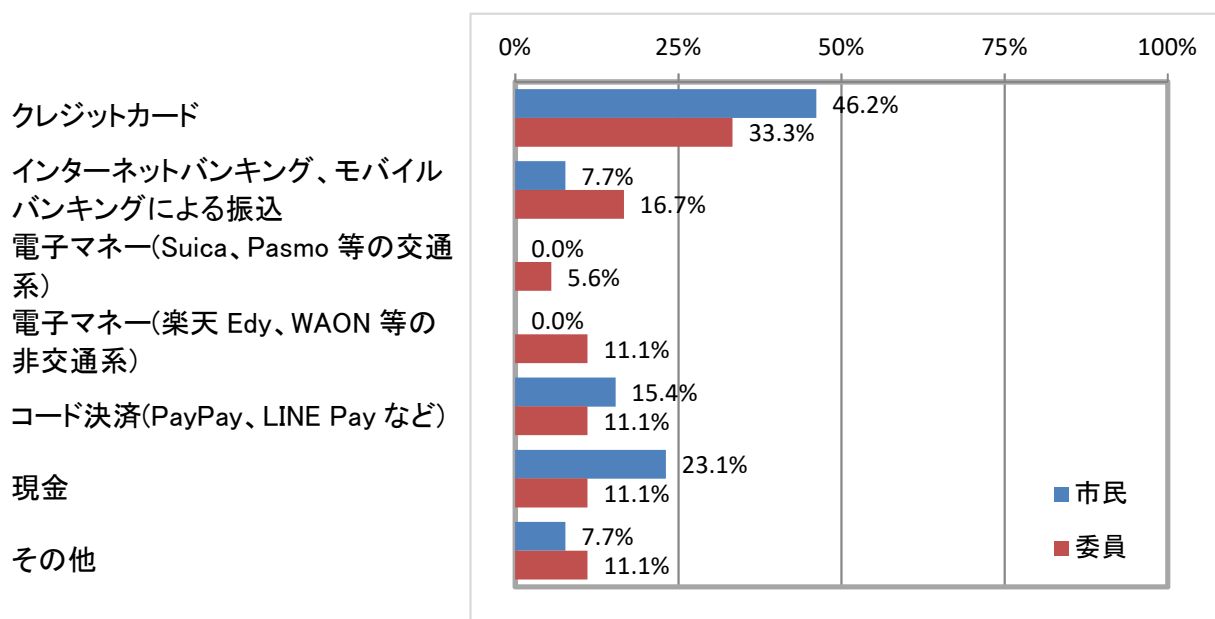
保険証や運転免許証として利用できるようになる
 様々な手続を市役所に行かなくてもオンラインで
 申請できるようになる
 コンビニエンスストアで住民票の写しや税などの証
 明書を取得できる
 国が実施しているマイナポイント事業のような自治
 体独自の給付事業が迅速かつ正確に行われる
 特になし
 その他



■次のうち、市税や手数料などの支払いで利用したい決済サービスはどれですか。
(市民－問7、委員－問2)

市税・手数料等の支払い時に利用したい決済サービスとして最も多いのが「クレジットカード」(市民 46.2%、委員 33.3%)であり、次いで「現金」(市民 23.1%、委員 11.1%)と続いています。

コード決済や電子マネー等の新たな決済手段に対する希望は少なく、新たな決済手段の普及啓発から取り組む必要があると伺えます。



■安心で活力ある地域づくりにおいて、デジタル技術に期待することはどんなことですか。(市民－問8、委員－問3)

安心で活力ある地域づくりにおいてデジタル技術に期待することとして最も多いのが「防犯・防災の情報発信や通信機能の強化」(市民 61.5%、委員 83.3%)であり、次いで「地域・学校・企業などの保有するデータが、デジタル技術でつながり、相互に参照して利用することで、活力あるまちづくりが推進される」(市民 69.2%、委員 55.6%)と続いています。

防犯・防災やデータ相互利用などの分野でのデジタル活用に対する期待が大きいことが伺えます。

地域・学校・企業などの保有するデータが、デジタル技術でつながり、相互に参照して利用することで、活力あるまちづくりが推進される

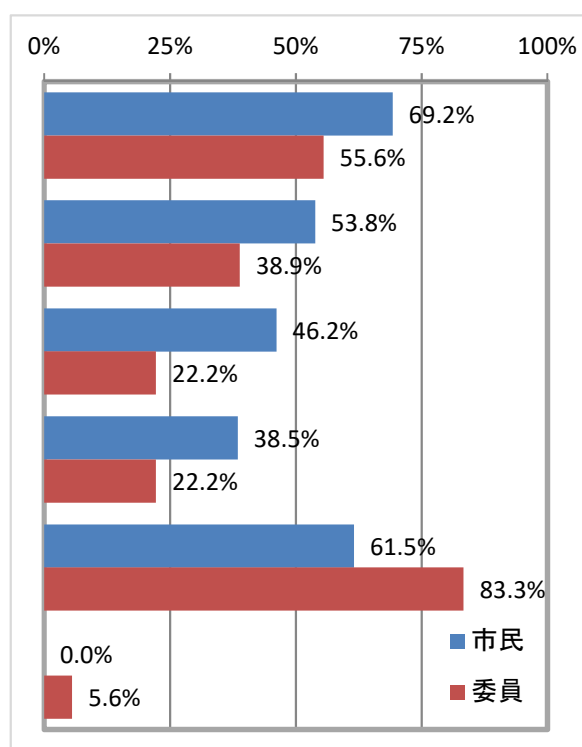
困っていることや分からないことを、オンラインで気軽に相談できる

LINE 等の SNS を活用して、市政に意見や考えを伝えることができる

南国市の自然や歴史等を、AR や VR のデジタル技術で体験することができる

防犯・防災の情報発信や通信機能の強化

その他



■社会のデジタル化が進む中で、行政の窓口サービスに対して期待することはどのようなことですか。(市民一問9、委員一問4)

行政の窓口サービスに対する期待として最も多いのが「オンライン申請の充実(自宅等から各種手続きができる)」(市民 69.2%、委員 66.7%)であり、次いで「転出入手続時など、複数手続きが必要な時に、それぞれの窓口で行っていたものが1つの窓口で完結し、また一度提出した証明書等の書類(情報)は再提出が不要となる」(市民 61.5%、委員 38.9%)と続いています。

行政サービスのオンライン化実施の3原則で謳われているデジタルファースト、ワンスオンリー、コネクテッド・ワンストップへの期待が大きいことが伺えます。

オンライン申請の充実(自宅等から各種手続きができる)

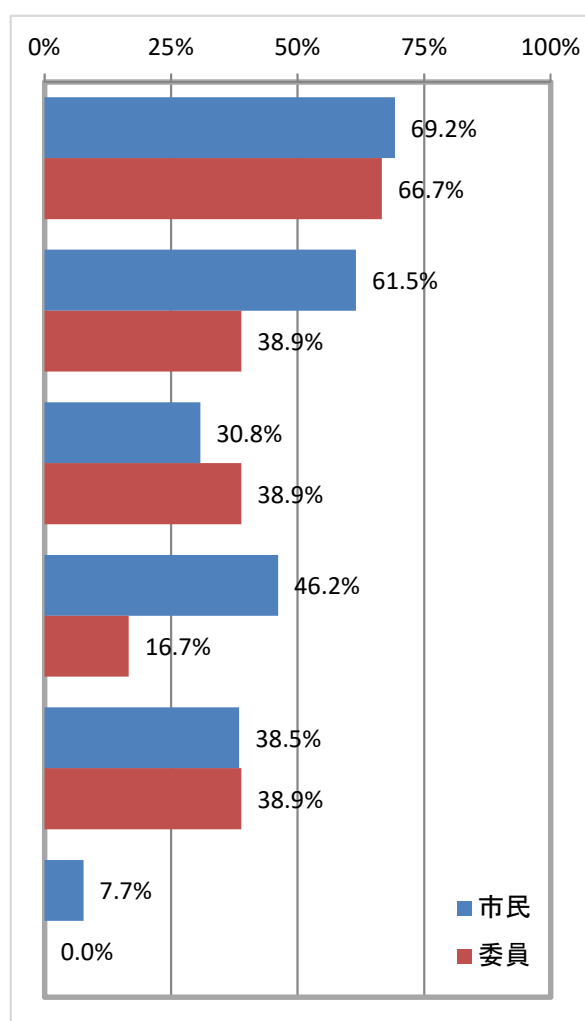
転出入手続時など、複数手続きが必要な時に、それぞれの窓口で行っていたものが1つの窓口で完結し、また一度提出した証明書等の書類(情報)は再提出が不要となる

窓口でキャッシュレス(現金以外の支払方法)で支払いができる

インターネット上で子育てや福祉サービス等の相談(オンライン・チャット相談)ができる

一人ひとりに合った必要な手続きのお知らせや有益な情報を受け取ることができる

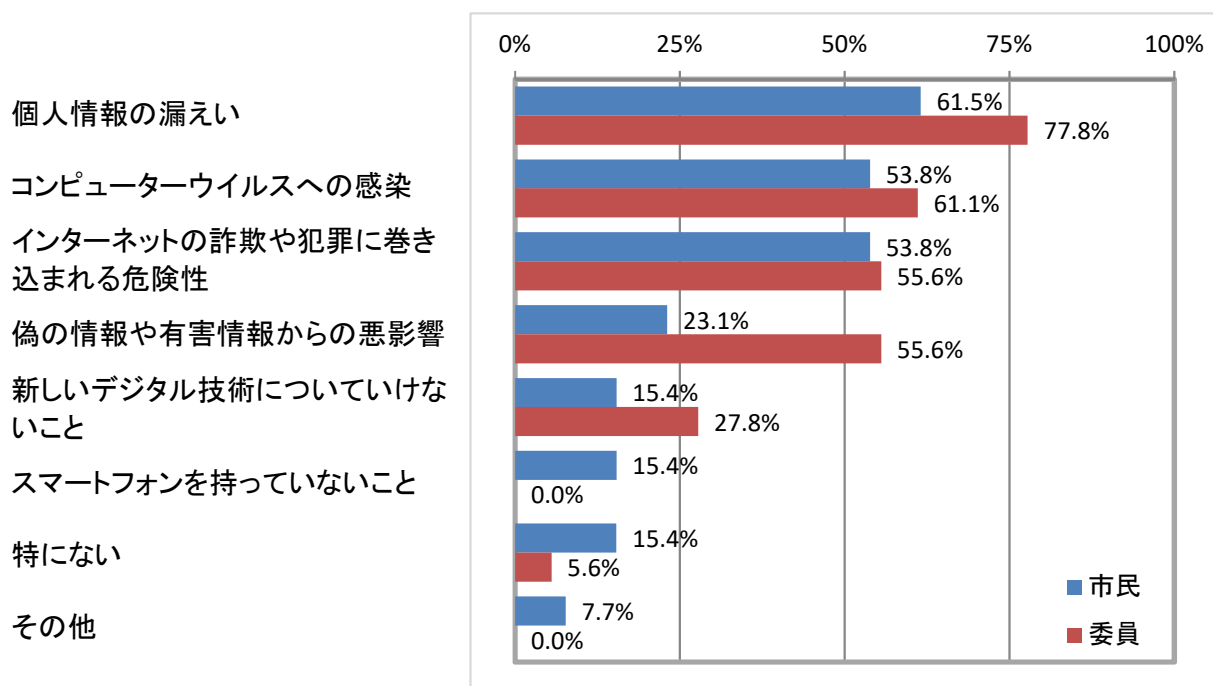
その他



■社会のデジタル化が進む中で、不安に思うことはどのようなことですか。(市民－問10、委員－問5)

社会のデジタル化に対する不安として最も多いのが「個人情報の漏えい」(市民 61.5%、委員77.8%)であり、次いで「コンピューターウイルスへの感染」(市民 53.8%、委員61.1%)、「インターネットの詐欺や犯罪に巻き込まれる危険性」(市民 53.8%、委員55.6%)と続いています。

情報漏洩やウイルス感染、インターネット犯罪などのセキュリティ面に対して不安を抱いている市民が多数存在することから、この点からもセキュリティ対策の強化が重要であると考えます。



南国市のDX（デジタルトランスフォーメーション）推進に関するアンケート

南国市では、現在生活の利便性向上と行政事務の効率化を目指し、令和３年度末に南国市 DX 推進方針を策定し、南国市の地域および行政の DX を計画的に進めていくことにしています。デジタルの力で今までのやり方を変える DX により、地域の課題を解決し、住みやすい、住んでよかったと思っていただける南国市を実現するため、皆様にアンケートを実施いたします。

南国市 DX 推進計画策定の参考にさせていただくため、何卒ご協力をお願いいたします。

※質問 1～5 はご回答者個人についてご回答ください。

質問1 あなたの性別は、次のどれですか。

- ☐男性
☐女性
☐あてはまらない

スマートフォン等を用いて、こちらから
回答をお願いします。

OR コード”



URL : https://s-kantan.jp/city-nankoku-kochi-u/offer/offerList_detail.action?tempSeq=4592

質問2 あなたは現在何歳ですか。

- ☐ 18 歳未満
 ☐ 50-59 歳
☐ 19-22 歳
 ☐ 60-69 歳
☐ 23-29 歳
 ☐ 70-79 歳
☐ 30-39 歳
 ☐ 80 歳以上
☐ 40-49 歳

質問3 マイナンバーカードについて、知っていますか。

マイナンバーカードは、おもて面は本人確認書類として利用されるプラスチック製カードです。

裏面にはマイナンバーが記載されており、税・社会保障・災害対策手続を行う際の番号確認に利用できます。

電子証明書(本人であることを電子的に証明できる)機能がついており、確定申告の電子申請等で利用されています。

マイナンバーカードについて、あなたにあてはまるもの1つを選択してください。

- ☐知っている
☐少しは知っている
☐名前だけ聞いたことがある
☐知らない
☐その他（

質問4 マイナンバーカードを取得していますか。
もっともあてはまるもの1つを選択してください。

- ☐取得している
- ☐取得するための手続中である
- ☐取得していない

質問5 マイナンバーカードについて不安に思うこと、取得していない場合はその理由についてお聞かせください。
あてはまるもの全て選択してください。

- ☐活用したいが、方法がわからない
- ☐所有するメリットがわからない
- ☐個人情報の漏えいが心配である
- ☐カードの紛失が心配である
- ☐不安に思うことはない
- ☐その他（)

質問6 マイナンバーカードについて期待することはどんなことですか。
あてはまるもの全て選択してください。

- ☐保険証や運転免許証として利用できるようになる
- ☐様々な手続を市役所に行かなくてもオンラインで申請できるようになる
- ☐コンビニエンスストアで住民票の写しや税などの証明書を取得できる
- ☐国が実施しているマイナポイント事業のような自治体独自の給付事業が迅速かつ正確に行われる
- ☐特になし
- ☐その他（)

質問7 次のうち、市税や手数料などの支払いで利用したい決済サービスはどれですか。
もっともあてはまるもの1つを選択してください。

- ☐クレジットカード
- ☐インターネットバンキング、モバイルバンキングによる振込
- ☐電子マネー(Suica、Pasmo 等の交通系)
- ☐電子マネー(楽天 Edy、WAON 等の非交通系)
- ☐コード決済(PayPay、LINE Pay など)
- ☐現金
- ☐その他（)

質問8 安心で活力ある地域づくりにおいて、デジタル技術に期待することはどんなことですか。
あてはまるもの全て選択してください。

- ☐ 地域・学校・企業などの保有するデータが、デジタル技術でつながり、相互に参照して利用することで、活力あるまちづくりが推進される。
（例）地域や学校のイベント等の情報を簡単に知ることができる等
- ☐ 困っていることや分からないことを、オンラインで気軽に相談できる
- ☐ LINE 等の SNS を活用して、市政に意見や考えを伝えることができる
- ☐ 南国市の自然や歴史等を、AR(スマートフォン等を利用して現実世界に仮想の情報を重ね合わせる)やVR(専用のゴーグル等を装着して仮想世界を描く等)のデジタル技術で体験することができる
- ☐ 防犯・防災の情報発信や通信機能の強化
- ☐ その他（ ）

質問9 社会のデジタル化が進む中で、行政の窓口サービスに対して期待することはどのようなことですか。あてはまるもの全て選択してください。

- ☐ オンライン申請の充実(自宅等から各種手続きができる)
- ☐ 転出入手続時など、複数手続きが必要な時に、それぞれの窓口で行っていたものが1つの窓口で完結し、また一度提出した証明書等の書類(情報)は再提出が不要となる
- ☐ 窓口でキャッシュレス(現金以外の支払方法)で支払いができる
- ☐ インターネット上で子育てや福祉サービス等の相談(オンライン・チャット相談)ができる
- ☐ 一人ひとりに合った必要な手続きのお知らせや有益な情報を受け取ることができる
- ☐ その他（ ）

質問10 社会のデジタル化が進む中で、不安に思うことはどのようなことですか。
あてはまるもの全て選択してください。

- ☐ 個人情報の漏えい
- ☐ コンピューターウイルスへの感染
- ☐ インターネットの詐欺や犯罪に巻き込まれる危険性
- ☐ 偽の情報や有害情報からの悪影響
- ☐ 新しいデジタル技術についていけないこと
- ☐ スマートフォンを持っていないこと
- ☐ 特にない
- ☐ その他（ ）

質問 11 南国市役所ではオンライン申請などのデジタル化を行っていますが、市役所のデジタル化についてご意見等がありましたらご記入ください。

質問 12 あなたの地域ではどのようなことが課題になっていますか。

例) 活動の参加者が固定している

質問はこれで終わりです。ご協力いただきありがとうございました。

※本アンケートにご記入いただいた内容は、南国市 DX 推進計画策定の目的以外には利用しません。

<問い合わせ先>南国市企画課企画調整係

Mail:n-digital@city.nankoku.lg.jp

電話：088-880-6553（直通）（月曜日～金曜日 午前8時30分～午後5時15分）

南国市のDX（デジタルトランスフォーメーション）推進に関するアンケート

南国市では、現在生活の利便性向上と行政事務の効率化を目指し、令和3年度末に南国市DX推進方針を策定し、南国市の地域および行政のDXを計画的に進めていくことにしています。デジタルの力で今までのやり方を変えるDXにより、地域の課題を解決し、住みやすい、住んでよかったと思っていただける南国市を実現するため、南国市の行財政改革にご支援をいただいております皆様にアンケートを実施いたします。

南国市DX推進計画策定の参考にさせていただくため、何卒ご協力をお願いいたします。

スマートフォン等を用いて、こちらから回答をお願いします。こちらから回答が難しい場合は本アンケート用紙にご記入いただき、同封の返信用封筒にて返送してください。

QRコード



URL : https://s-kantan.jp/city-nankoku-kochi-u/offer/offerList_detail.action?tempSeq=4646

質問1 マイナンバーカードについて期待することはどんなことですか。

あてはまるもの全て選択してください。

- ☐ 保険証や運転免許証として利用できるようになる
- ☐ 様々な手続を市役所に行かなくてもオンラインで申請できるようになる
- ☐ コンビニエンスストアで住民票の写しや税などの証明書を取得できる
- ☐ 国が実施しているマイナポイント事業のような自治体独自の給付事業が迅速かつ正確に行われる
- ☐ 特になし
- ☐ その他（ ）

質問2 次のうち、市税や手数料などの支払いで利用したい決済サービスはどれですか。

もっともあてはまるもの1つを選択してください。

- ☐ クレジットカード
- ☐ インターネットバンキング、モバイルバンキングによる振込
- ☐ 電子マネー(Suica、Pasmo等の交通系)
- ☐ 電子マネー(楽天Edy、WAON等の非交通系)
- ☐ コード決済(PayPay、LINE Payなど)
- ☐ 現金
- ☐ その他（ ）

質問3 安心して活力ある地域づくりにおいて、デジタル技術に期待することはどんなことですか。
あてはまるもの全て選択してください。

- ☐ 地域・学校・企業などの保有するデータが、デジタル技術でつながり、相互に参照して利用することで、活力あるまちづくりが推進される。
（例）地域や学校のイベント等の情報を簡単に知ることができる等
- ☐ 困っていることや分からないことを、オンラインで気軽に相談できる
- ☐ LINE 等の SNS を活用して、市政に意見や考えを伝えることができる
- ☐ 南国市の自然や歴史等を、AR(スマートフォン等を利用して現実世界に仮想の情報を重ね合わせる)やVR(専用のゴーグル等を装着して仮想世界を描く等)のデジタル技術で体験することができる
- ☐ 防犯・防災の情報発信や通信機能の強化
- ☐ その他（ ）

質問4 社会のデジタル化が進む中で、行政の窓口サービスに対して期待することはどのようなことですか。あてはまるもの全て選択してください。

- ☐ オンライン申請の充実(自宅等から各種手続きができる)
- ☐ 転出入手続時など、複数手続きが必要な時に、それぞれの窓口で行っていたものが1つの窓口で完結し、また一度提出した証明書等の書類(情報)は再提出が不要となる
- ☐ 窓口でキャッシュレス(現金以外の支払方法)で支払いができる
- ☐ インターネット上で子育てや福祉サービス等の相談(オンライン・チャット相談)ができる
- ☐ 一人ひとりに合った必要な手続きのお知らせや有益な情報を受け取ることができる
- ☐ その他（ ）

質問5 社会のデジタル化が進む中で、不安に思うことはどのようなことですか。
あてはまるもの全て選択してください。

- ☐ 個人情報の漏えい
- ☐ コンピューターウイルスへの感染
- ☐ インターネットの詐欺や犯罪に巻き込まれる危険性
- ☐ 偽の情報や有害情報からの悪影響
- ☐ 新しいデジタル技術についていけないこと
- ☐ スマートフォンを持っていないこと
- ☐ 特にない
- ☐ その他（ ）

質問6 南国市役所ではオンライン申請などのデジタル化を行っていますが、市役所のデジタル化についてご意見等がありましたらご記入ください。

質問7 あなたの地域、組織ではどのようなことが課題になっていますか。

例) 活動の参加者が固定している

質問8 あなたの所属している組織名をご記入ください。

質問はこれで終わりです。ご協力いただきありがとうございました。

※本アンケートにご記入いただいた内容は、南国市 DX 推進計画策定の目的以外には利用しません。

<問い合わせ先>南国市企画課企画調整係

Mail:n-digital@city.nankoku.lg.jp

電話：088-880-6553（直通）（月曜日～金曜日 午前8時30分～午後5時15分）